

京都市訓令甲第 22 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表区長の項第16号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第17号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表担当区長の項第18号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第19号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表部長、室長及び京北出張所長の項第5号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第6号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表課長（総務・防災課長及び子どもはぐくみ課長を含む。）の項第14号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第15号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表京北出張所次長の項第6号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第7号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)